

四條畷学園大学

平成 24 年度 再評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、四條畷学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 22(2010)年度の認証評価において、基準 5「教員」及び基準 7「管理運営」を満たしていないと判定した。

基準 5「教員」は、大学設置基準が規定する必要専任教授数を確保していないこと、教員の教育研究環境の未整備及び組織的な FD(Faculty Development)活動の未実施について、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

また、基準 7「管理運営」は、理事長の選任方法、利益相反及び自己点検・評価の未実施などについて、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

しかしながら、これらの基準については 3 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 24(2012)年度に基準 5 及び基準 7 について、平成 22(2010)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な専任教授数が大学設置基準に規定する教授数と比べ、実質上確保していないという指摘に対し、採用や昇任などが行われると同時に教員構成のバランスについても対処が行われ、適切な教員配置がなされている。

教員の採用・昇任の方針は学内規定に明確に定められている。採用に関して公募期間の

延長と募集範囲の拡大に努めている。平成 23(2011)年に、「大学の専任教員昇任に関する内規」が追加され、昇任基準が明確になっている。

教育研究活動のほか、教員の教務事務の援助などに関する負担を軽減するため、教務情報システム「UNIPA」を導入するとともに、職員の増員も図られている。教員の研究時間を確保する目的も含み、新しいカリキュラムをスタートさせた結果、理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに単位数は維持されたまま、担当授業時間数を減少させている。また、旧カリキュラムで学ぶ学生に対して個別に適切な対応がなされている。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みとして、学生による授業評価を学内ポータルサイトの活用により、前期及び後期の授業終了時期に合わせて行っている。また、全教員が授業の自己点検・評価を行う取組みが平成 24(2012)年に計画されている。FD に関しては、公開授業の実施、研究装置、機材などの購入、実験室の整備、研究会の開催など組織的な取組みがなされている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の理事の任期は、全員、平成 23(2011)年 6 月 1 日付の選任・就任によって統一された。理事・監事・評議員の全役員の変更手続きも寄附行為の定めに基づき適正かつ妥当に実施されている。理事長の選任手続きについては、理事会において、外部理事からの推薦を受けて適正に行われた。

また、従前、法人監事の会社に業務委託されていた学生食堂についても、学校法人による直営に改革されており、監事の職務・職責に関わる諸相反関係は解消されている。

更に、大学の自己点検・評価の結果については、平成 23(2011)年度版の報告書を平成 24(2012)年 5 月に大学のホームページに掲載して公表した。今後、自己点検・評価の継続的な実施へ向けて、「自己点検・自己評価委員会」を臨時組織から定例委員会とすることとしている。

このように、認証評価時に指摘された諸事項は、全て改善措置が講じられている。学校法人及び大学の管理運営は、寄附行為・学則など所定の規則に従い、理事会が評議員会の意見を徴するなどの手続きを経て決定した事業計画・予算・人事などに基づいて行われており、教授会、学部会議などの大学の管理運営の組織・連携体制も含め、概ね機能している。

